

## 第7回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成26年7月30日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、川勝委員、廣田委員、光川委員、大久保委員、中村委員、
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
  - ・ 障害者支援課 小西課長、古林課長補佐、矢代課長補佐、根本係長
  - ・ 農政課 山崎課長、染谷課長補佐
- 6 事務局 手嶋財政部長、安井財政部次長兼財政調整課長、福吉財政調整課長補佐、村山主査、菅原副主査
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
  - (1) 平成26年度既存補助金 ヒアリング(5日目)  
障害者支援関連の補助金について(障害者支援課)  
(ヒアリング対象)
    - ・ 心身障害者一時介護料助成金
    - ・ 身体障害者福祉会補助金
    - ・ 手をつなぐ親の会補助金
    - ・ 障害者支援施設等通所交通費助成金
    - ・ 民間知的障害者支援施設運営費補助金
  - (ヒアリング対象外)
    - ・ 流山市デフ協会補助金
    - ・ 流山市自閉症児者親の会補助金
    - ・ 障害者福祉ボランティア団体補助金農政関連の補助金について(農政課)
  - ・ 農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金)
  - ・ 農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業)
  - ・ 農林水産業の振興に関する補助金(青果物価格安定対策事業)

- ・農林水産業の振興に関する補助金（苺生産促進事業）
- ・農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者連絡協議会）
- ・農業生産法人設立事業補助金
- ・農林水産業の振興に関する補助金（エコ農業推進事業）
- ・農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消の推進事業）
- ・農林水産業の振興に関する補助金（流山市園芸団体連合会）
- ・農林水産業の振興に関する補助金（高品質農産物生産事業）
- ・土地改良施設維持管理費補助金

（２）その他

## ９ 配付資料

（１）ヒアリング対象各種補助金の概要等（５日目分）

（２）追加資料

ア ヒアリング３日目（７月１６日実施分）

- ・補助金番号 １０４ 文化活動事業費補助金
- ・補助金番号 １１８ 市民体育大会等事業補助金

イ ヒアリング５日目（７月２３日実施分）

- ・補助金番号 ５０ 私立保育所整備費補助金
- ・補助金番号 １０２ 私立幼稚園園児補助金

開 議 ９時３０分

（山口会長）

ただいまから、第７回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、７名全員ご出席でございますので、会議は成立をしております。

なお、今回も公開でございますので、よろしく申し上げます。

前回に引き続きまして、平成２６年度の既存補助金のヒアリングを行います。

日程表にありますように、本日は障害者支援関連の補助金と農政関連の補助金について、それぞれヒアリングを行いたいと思っておりますが、両事業については、全体的な視点からと個別事業ごとにとという事でお願いたします。本日は、ヒアリングの最終日となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最初に事務局の方から配付資料等について、説明をお願いいたします。

（事務局）

私の方から資料の確認という事で、日程表というものが１枚ございます。それと今日の議題となっている障害者支援関連の補助金についての資料が一式、それから農政関連の補助金についての資料が一式、それぞれホッチキスで綴じたものを配付させていただきました。

それから、前回の補助金審議会の中で、別途資料を出してくれと言うものを追加資料という形で綴じてあるものが一式です。

本日、お配りしているものは、大きく分けて3点ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(山口会長)

それでは、これからヒアリングを行いますが、進め方とすれば、それぞれ障害者関係、農政関係で全体的な説明を最初にさせていただいて、それから個別の補助金という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、最初の障害者支援課をお願ひいたします。

#### 《障害者支援課入室》

(山口会長)

大変お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。

最初に、障害者支援に関連する補助金のご説明をいただくわけですが、進め方といたしましては、障害者関係の全体的な考え方、それからいろいろ補助金等がありますけれども、国、県、あるいは市の役割ですとか位置付け、共通の考え方、こういったことのご説明を最初に行ってください、それから前回からの指摘なりもあると思ひますが、そういったところに関するお考えについてご説明をいただきまして、その後、質問をしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

(小西障害者支援課長)

はじめに、障害者福祉の実情につきましてお話しさせていただきたいと思ひます。

現在、流山市の障害者福祉の関係ですけれども、平成25年4月から障害者自立支援法に代りまして、障害者総合支援法が施行されております。これによって、新たに対象者に難病患者130疾患お持ちの方が加わっております。対象者の拡大が図られているという事です。

こうした中、本市では流山市総合計画後期基本計画の4節の中で、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山(市民福祉の充実)」の実現を目指しまして、ノーマライゼーションの理念のもとに、施設から地域へという動きの中で、誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できる支援体制の充実に向け、各種サービスの提供に取り組んでいるところであります。

障害者支援の今年度の流山の重点的な取り組みとしまして、一つ目としましては、今年度で計画年度が終了します第四次障害計画と第3次障害福祉計画につきまして、来年度から始まる第五次と第4期のそれぞれの計画を現在策定中でございます。

障害者計画の方は、障害者基本法に基づく6か年計画でございます。市の障害者福祉の基本的指針を示す計画として、重要なものになっております。

もう一つの障害福祉計画の方ですけれども、障害者総合支援法に基づく3か年計画でございます。障害者が利用されています障害福祉サービス、サービス給付の具体的

数値を分析、予測して、今後必要となるサービスの具体的数量を計画に盛り込んでいくというものでございます。

2つ目としまして、現在、障害福祉サービスを利用されている全障害者に対して、来年度4月からは、サービス等利用計画書というもの、介護保険でいうケアプランに当たるものが、障害者のサービスを使った人全員、作成しなければいけないという事が、総合支援法によって義務付けられました。そういった本来の政策の変更に伴う対応をしていく必要があります。

3つ目としましては、障害者がより身近な地域で無料で相談できる一般相談支援事業所、介護保険でいう包括センターですけれども、障害者版の包括センター相談支援事業所というものを、現在、流山市の北部地区に1か所あるんですけれども、それに加えて、中部地区に今年の4月からもう1か所開設して、より身近な地域で障害者の方々が相談できる体制づくりを現在進めて、今後、市内3か所まで増やして、より身近な場所で障害にとらわれず、各3つの障害関係なく、何の相談でもとれるような体制を、今取り組んでいるところです。

先日、県の6月議会で森田知事が、重度障害者に対する医療費の助成について、現物給付化を執り行うという事が議会で話し合われています。それに伴いまして市の方も、来年8月を目途に現物給付化が出来るように、そうした変化に遅れることなく取り組むという事で、一つの事業として重点的に取り組まないといけないという事になっております。

それから、障害福祉制度は、毎年のように法改正や制度改正があります。

障害者の皆さんが、生まれ育った地域で安心して生活できること。そうした制度改正に遅れることなく、地域生活に必要なサービスを提供して、利用者の皆さんにご迷惑をかけることが無いように対応していくことが、市の責任であると考えております。

それでは、審査対象であります五つご指摘をいただいている補助金と助成金の部分について、ご説明をさせていただければと思います。

初めに、補助金番号20の「心身障害者一時介護料助成金」につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

障害者支援課の方で事前に配付させていただきました、A4横のものはございますか。

「心身障害者一時介護料助成金」という事で、まず「対象」でございますが、対象者は、障害者手帳を持っていらっしゃる方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、手帳は、現在この3種類になります。手帳を持っている方が、対象者という事になります。

「趣旨・目的」ですが、在宅障害者あるいは障害児で、介護している保護者が、病気とか急な事情によって家庭での介護が困難になって、一時的に看てもらおうという事でお預けした時に、その時の費用の一部を市の方で補助、助成するというものでございます。保護者の介護負担の軽減をすることを目的に実施するものでございます。

「効果」としましては、保護者の疾病とかそういったもので、一時的に介護できな

かったときに誰かに見てもらうという事で、保護者の肉体的な負担と介護の経済的負担の軽減を図っているということになっています。

「公益性」の部分なんですけれども、「流山市在宅障害者一時介護料助成規則」に基づいて実施しております。前段でお話しさせていただいたことが、「趣旨・目的」になっております。

「公平性」の部分なんですけれども、障害者手帳をお持ちの方が対象になっているという事で、手帳を持っていれば、こういう制度が使えるという事で成り立っているところです。

「必要性」ですけれども、いざ保護者が疾病にかかったり、何か用事が出来てしまった時には、そういったものを使うことで介護負担の軽減に役立つという事で有効性があるものとなっています。

「効果」も同様になると思います。

「適切性」の部分ですけれども、規則に則って、それぞれ事務処理を適切に行わせていただいているということになっております。

この助成金についてですけれども、平成23年10月4日の答申において、「評価A」とされたものでして、平成25年12月24日の答申においても、「評価A」という事で、答申をいただいているものでございます。

続きまして、補助金番号23「身体障害者福祉会補助金」についてでございます。表の方を説明させていただきたいと思っております。

「対象」ですけれども、市内在住の身体障害者の方々からなる、または家族からなる団体に対する補助金でございます。

「身体障害者福祉会」というのは、それぞれ市内の身体障害者手帳をお持ちの方々が発行している団体でございます。そういった団体の運営の安定を図るという目的で、補助を出させていただいております。

どの指摘かと申しますと、事前にお配りさせていただきました「答申を踏まえて」というA4のもので、23番の補助金について、答申の内容としまして23年度の審査対象の補助金の時の抜粋として、「身体障害者が広く社会に参加するという必要性は十分に理解できるが、長期の補助となっていること、また、目立った改善・改革も見られないことから固定化、マンネリ化が指摘される。事業収入の増加、会員の拡大等を含めた改善の余地がある。」と答申でいただいております。

市の取り組みの部分ですけれども、表になっております。

上が「各年度」、その下が「団体に加入されている数」、その下が「補助金額」になります。

「身体障害者福祉会」の方ですけれども、どんなことをしてきたか市の方もどのようにかわってきたかという部分で、会員全体の平均年齢が上がってきています。新規会員募集のための活動を積極的に行っております。役員が積極的に県の研修会に参加して、新しいイベントの研究も行っている部分があります。

外出の機会が少ない身体障害者が多くいらっしゃいまして、出来るだけ会員の希望に

沿った楽しめる内容で、イベント等をやっているという事になっております。障害者の社会参加とレクリエーションを兼ねて、車いすで取り組める行事をやっているという事になっております。

あと、会員を増やす努力ですけれども、いろんな行事を工夫してやっているんですけれども、会員数を今現在維持する部分、または微減しているという現状でございます。あと、身体障害者に対する啓発・理解のための「身障ニュース」を年2回発行しまして、そこに広告を載せるなどして収益に努力をしております。

平成24年度に答申をいただきまして指摘を受けた結果、48万7千円から38万7千円に減額して実施してございます。

現在の課題を含めて、課題として身体障害者福祉会の主な収入源というものが、会員からの会費のみで成り立っているものであります。この収入を増やすためのポイント、値上げも考えられるのですけれども、それをやりますと会員数の減少を招きかねないという事があるという事で、ただ、補助金が40年の長期にわたっているという事が大きな課題ともなりますので、障害者の福祉団体で何か事務展開をして収益を上げるという事を現在やっていないのが現実的にはございます。

今後の対応策として、市の方も一緒に取り組んだんですけれども、主な収入源が会員の会費が中心であるという事で、今後は、会費のみで行事や事業展開が出来ないか、団体と話し合い検討を進めていく必要があると思っております。

ただ、それによって今取り組んでいる行事や啓発活動が少なくなってしまうと、障害者の社会進出が縮小してしまうことが無いような配慮をしていきたいというふうに考えております。

それではA4横の方の表に移らしていただきまして、今お話しさせていただいた部分を含めて取り組んでいます。特に、下の「公益性」、「公平性」、「必要性」の部分で、どういったものに取り組んでいるかという点、「県スポーツ大会」、「市民まつり」、「身体障害者作品展」、「障害者の日展」、「家族の集い等」、そういう行事に取り組んでいるところでございます。自分たちが興味を持てる者、仲間内が参加しやすいものという事で取り組んでいるところがあります。

あと、各研修にも代表者が参加して、制度の変更、改正等について研修を受けて、それを会の人たちに報告して「新制度がこういうふうになりそうだよ」ということを会員に伝えています。

身体障害者福祉会についてですけれども、平成23年10月4日の答申において、「評価B」という事になっております。答申の内容につきましては、先ほども言いましたけれども、マンネリ化、固定化、事業収入の増加等の指摘を受けております。

続きまして、補助金番号24「手をつなぐ親の会補助金」につきまして、表の方で説明をさせていただきたいと思っております。

「手をつなぐ親の会補助金」ですけれども、知的障害者を持つ保護者からなる団体でございます。「身体障害者福祉会」と同じように、親の会の皆さんが管理、運営を図るうえで、知的障害者を中心とする福祉の向上のために団体活動をしているところで

す。

「効果」の部分ですけれども、親の会の運営費の一部を補助することで、対外的な研修、会員相互の交流、心身障害児（者）の人権を守るための社会啓発活動の促進や充実に役立てられています。

また戻ってしまうんですけれども、先ほどと同じように縦長のA4の方で2ページになります。

(2) 補助金番号24「手をつなぐ親の会補助金」という事で、答申内容が同じく23年に「B評価」で次のような答申をいただいております。

「心身障害児（者）の人権を守るための『親の会』の活動の意義、必要性は認められるが、長期の補助となっていること、また、目立った改善・改革も見られないことから、固定化、マンネリ化が指摘されるところである。心身障害児（者）のさらなる福祉の向上を図るためにも、事業収入の増加などを含め、引き続き改善の余地がある。」といただいております。

3ページ目の団体の取り組みという事で、知的障害者親の会の方の人数ですけれども、ご覧のとおり減少してきているという事です。

補助金の額は、年間12万円という事で変わっておりません。

団体がどのような活動をしているかといいますと、東葛地区にちょうど本年度から、「重度心身障害施設」、柏市の方ですけれども施設が開設しております。そういった施設開設のために、市役所の玄関前で黒酢の販売などをしたりして、資金集めの活動をしていただいております。

あと、会員減少が続いておりますので、担当課と現在まで協議をしてきております。

親の会の会員の人たちは、いろんな研修に参加して知識の向上と理解に役立っています。

市民まつりや障害者週間などに参加して、障害者理解の啓発・啓蒙・PR活動を現在も行っています。

あと、無料でケアセンターの会議室の一部を借りまして、心配ごと相談を定期的に、特に親亡き後の成年後見制度に対する相談を無料で実施している部分がございます。

あと、少しでも若い障害者の保護者の皆さんに会の方に参加してほしいということで、特別支援学校の入学式や卒業式に参加して、いろんな場面で会の存在をアピールして、「会員になって下さい。」という取り組みを行っているのが現状でございます。

「課題」としましては、やはり会員、保護者の高齢化があります。そういったものに伴いまして、会の活動自体が低下しつつあると考えております。

市民まつりやバザーの開催を実施して収益を上げる努力をしているんですけれども、現在、自主運営に結びついていないということがございます。

研修の部分では、障害者育成会、知的障害者の全国レベルの研修があるんですが、全国大会、県大会、関東ブロック大会、セミナー等の研修に参加していて、そういったものに費用や補助金を充てているという部分がございます。

ただ、補助金が43年の長期にわたっていると審議会の方からご指摘をいただいた

とおり、長期にわたっているというのも課題となっております。

「今後の対応策」なんですけれども、会員を増やす努力はしていかなければいけないという事で、会のPRを含めて団体と市の方で、引き続き相談をしていく必要があると思っております。

あと、障害者の福祉団体であるので、事業展開を何かして収益を上げていくというふうには、なかなかならないという事でございます。

団体の主な収入源が会員の会費であるという事で、今後、会費のみで行事や事業展開が出来ないのかの話をしていきたいと思っております。留意しなければいけないのは、現在取り組んでいる行事や障害者に対する啓蒙・啓発活動が、少なくなり障害者の社会参加が縮小することに配慮していければと思います。

「手をつなぐ親の会補助金」に関しては、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」については、そこに書いてある通りでございまして、特に、「適切性」については、会計・会計監査のもと適切な会計処理が行われているというふうに考えております。

続きまして、補助金番号28番「障害者支援施設等通所交通費助成金」についてでございます。

横長A4の方で、ご説明させていただきます。

「対象者」ですけれども、就労移行支援施設、就労継続支援施設、これは障害者総合支援法に基づいて支給決定が出た方、障害者の方が通う作業所、そういったところ利用するために支給決定を受けた方に対して、通所するために必要な交通費の一部助成しているものでございます。

次の「目的」に関しては、交通費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るという事を目的に実施しております。

「効果」の部分ですけれども、福祉作業所の賃金がいまだに非常に少額である現状がございまして。通勤費そういった交通費を差し引くと、毎日ほとんど手元に工賃が残らないというようなことがございまして。このために障害者の就労意欲、自立意欲というのを失わせたくない、意欲をもってほしいという事で、個人がしっかりともらえるようにしてあげたいということを含めて、交通費の一部を助成しているという事でございます。

「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」の部分ですけれども、障害者全体に対して、特に就労支援、就労移行支援、就労継続支援に基づく支給決定を受けた方たちに対して助成を行うことで、就労意欲を失わないようにという事になっております。日常生活、社会生活を営むことが可能となると考えております。

「適切性」の部分ですけれども、市の方で規則がございまして、その規則に則って支持決定をして助成をしていくというのがあります。

今の補助金の28番「障害者支援施設等通所交通費助成金」についてですけれども、平成23年10月4日の答申におきまして、「評価A」という事で示されております。平成25年12月24日の答申におきましても、同じように「評価A」という事で答

申の方をいただいております。

続きまして、補助金番号37番「民間知的障害者支援施設運営費補助金」でございます。

表の方で説明をさせていただきます。

まず、「対象者等」につきましては、市内の知的障害者支援施設、現在は、「社会福祉法人 まほろばの里」という施設がございます。主に知的障害者の方が通所で通っている施設でございます。

「趣旨・目的」ですけれども、知的障害者支援施設の経営の安定を図り、障害者福祉の増進に資する事を目的として助成しているものでございます。

「効果」ですけれども、社会福祉法人「まほろばの里」が、知的障害者通所支援施設「つつじ園」、「コスモス」、「かたぐるま」、「いこい」の事業を展開しております。現在、知的障害者の社会的自立に向けて自主訓練を行っております。その事業費の一部を補助しております。中でも「つつじ園」、「コスモス」についてなんですけれども、市内の重度の障害者、重度重複の障害を持った障害者を受け入れ出来る唯一の施設でございます。利用者の障害に対応し、安全にサービスを提供してもらうために職員の配置数が、普通の一般の施設よりも数が多くなっております。そのために、事業費として補助をさせていただいているというものでございます。

「公益性」の部分ですけれども、知的障害者を抱える家族については、市内で唯一、重度の障害者を受け入れられる施設であることから、福祉の向上に寄与していると考えております。

「公平性」の部分ですけれども、重度障害者の自立訓練等を実施して、自分の力で社会復帰に対応できることを目的とする福祉施設であり、偏ったものではないと思っております。

「必要性」ですけれども、重度障害者の数も人口増に伴って増加傾向にございます。こうした施設は、必要不可欠で現在もなかなか重度の方を受け入れてくれる施設も少ないという事も含めて、そういった施設、あるいは「親の会」の方からも、自分の子どもたちが親も含めて、地域の中で安心して生活できる仕組みを要求させてほしいという事で通所施設だけではなくて、今後は、入所の宿泊できる部分も含めて必要性があるという事で、一つの大きな願いにもなっております。

「適切性」の部分ですけれども、指導監査を25年に実施しておりまして、概ね適正に運営されているという事で、補助金は適正だという判断をいただいているところでございます。

「民間知的障害者支援施設」の補助金であります。答申による評価は受けておりません。

全体として担当課といたしましては、評価が「B」と23年度の時にいただいた、補助金番号23・24の「身障福祉会」と「手をつなぐ親の会」の助成ですけれども、会員からの会費が主な収入源であるということと、あとはバザーや寄付によるものになっているという事で会費の値上げにも限界があり、障害者福祉の向上を図るため、

各種行事を企画したり研修に参加し、新しい福祉制度の把握とそれを他の会員に提供するなどの活動を行っております。そうしたことを鑑みまして、少額の補助ではありますが、継続して補助することで障害者福祉の向上に繋がるものと現在考えております。従いまして、担当としましては、審議会における答申内容を十分に尊重するとともに十分な効果が得られるよう、引き続き、先ほども申しあげましたけれども、指導をして一緒に検討していければと思っております。いずれにしましても、補助金の支出につきましては、ご指摘がある通り3M（ムリ・ムラ・ムダ）の排除という事で、スクラップ・アンド・ビルドは勿論のこと、事業のマンネリ化など、再度、認識しているところでございます。

今後も引き続き、そういった検証をしながら対応をしていきたいと考えております。雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

（山口会長）

ありがとうございました。

説明の中で付け加えていただいた、「デフ協会」と「自閉症児親の会」がありますが、これヒアリング対象外になってはいますが構成として似ているので、一応、簡単に触れていただければと思っております。

（小西障害者支援課長）

初めに「流山市デフ協会」についてでございます。

「デフ協会」というのは、耳慣れないことだと思うんですけども、聴覚障害者の皆様でつくる団体でございます。

他の市ですと「聴覚障害者協会」か「ろうあ者団体」という名前ですけども、この近辺では、「デフ協会」というのは流山独特でございます。

どういう活動をしている団体かと言いますと、今現在、25名の会員という事で、補助金の額は、年20万円を支出しているところでございます。

活動内容は、ろうあ者理解のための啓発活動に必要な資金集めや、運動を現在行っています。ろうあ者と健常者の交流が出来るコミュニティカフェを作りたい。そういうところで自分たちを理解してもらったり、手話の勉強をしたり、市内にサークル団体が3団体あるんですけども、そういったところを集めて、協力して資金を集めて民間団体を設立したいとして活動を行っています。

先日の市の6月議会で、「手話言語法」という法律を創ってほしいという事で、市の方に請願が出ました。そういった運動を団体として活動してみるという部分もございます。

あと、市民まつりや障害者週間で聴覚障害者に対する理解、手話の啓蒙・啓発、そういった活動を市民向けに行っております。

特に市民まつりでは、「手話によるコーラス」をやっております。

続きまして、「流山市自閉症児親の会」ですけども、現在、会員は27名でほとんど数は変わりません。

年間の補助金額は、6万円になります。

対象者ですけれども発達障害と呼ばれる「自閉症」、特に対人関係のコミュニケーションが苦手、あと、それに伴って知的障害を伴うものでございます。そういった発達障害系の本人または保護者からなるものでございます。

どんな活動をしているかというところ、自閉症の理解のための活動、障害者週間とかそういったところで啓発活動をしております。

あと、「ペアレントメンタ」とか、そういった勉強会や研修に参加して、制度の習得・理解に繋げています。

あと、障害者団体との連絡を取り合っ、障害者理解のための活動を一緒に行っているというところがございます。

(山口会長)

ありがとうございました。

もう一つ、補助金番号22番の「障害者福祉ボランティア団体補助金」についても、ご説明いただけますか。

(小西障害者支援課長)

ボランティア団体の補助金でございますが、どんな団体かといいますと「点訳奉仕会」、視覚障害者、目の見えない方に対して文書を点字に変えて、そういったものを届けるという「点訳奉仕会」。

あと、視覚障害者の方々へ朗読奉仕という事で、読み上げて奉仕を行う。

あと、先ほど言いました団体、3団体がございます、「点訳奉仕会」に対しては、年間3万8千5百円、あと「手話サークルの連絡協議会」が全部で3団体ございますが、7万4千5百円それぞれ補助をしているということでございます。

先ほど言いました「点訳奉仕会」の方は、流山市の広報を点字に変えたり、市の公文書を一部点字に変えたり、あと「点字カレンダー」というものも作ってもらっているという事でございます。

そういったことをしてもらって、視覚障害者、聴覚障害者の社会参加を促しているという事で活動してもらっているという事がございます。

団体活動の内容では、視覚障害者、聴覚障害者への奉仕活動をしているんですけれども、補助金以外の財源の確保について話し合いをして検討をしている最中で、今後その内容を示さなければいけないかなと考えているところでございます。一応、ボランティア団体に関しては、そういったことでございます。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様方、いろいろ説明がありまして纏めていただきましたが、ご質問がありましたら。

(中村委員)

現在、障害者手帳という3種類の手帳の交付を受けているという方とは、市内全体で何名くらいいらっしゃるんですか。会員数が、どのくらいの割合なのかという事を把握したいと思っております。

(小西障害者支援課長)

身体障害者の数が、26年4月1日現在で、身体障害者数は、市内では4,255人で、知的障害者の数でございますが788人、精神障害者の手帳をお持ちの数ですが921人となっております。

(中村委員)

その人数の割合から考えますと会員数というのは、まだまだ低いパーセンテージなんですけれども、会員数を増やす努力を行いつつも減っている原因みたいな理由というのはどんな理由かわかりますか。

(小西障害者支援課長)

特に身体障害者の部分なんですけれども、身体障害者手帳をお持ちの70%近くは、高齢者の皆様になることが多いです。高齢になってくると耳が遠くなったり、体が不自由になって車いすを利用されたりすると、身体障害者手帳をお取りになるという事で、数が増えるという事でそういった方々が、途中から福祉会の方に入るとか、手帳を交付するたびにこういった会があるという事で、福祉の手引きみたいなものを渡してお話しをさせていただいているんですが、まだそういったものに興味がなくて、逆に介護保険の方のサービスで、日中は施設に通ってディサービスを受けたりとか、そういったものにスタンスが行きがちだという事と、あと敬老会とかに参加することが多くなって、なかなか福祉会の方は、現状維持にとどまっているという事でございます。

あと、知的障害者親の会の方ですけれども減少をしております。

これは施設が出来てグループホームなんか整備されてくると、親の方は、子どもがそういったところに入ると、安心してしまい活動の方が逆に縮小してしまっていて抜ける方が多くなるという事と、やはり同じように高齢化が進んで「活動がしんどい」という事で、会を抜けられるという方が多くなっております。

そうした事を、なんとか防ぎたいという事で、親の会の会長さんと私どもで協議をしております。いろいろと協議をする中で、まずは減少を食い止めていきたいということで、今後、特に若い保護者の方々に多く参加してもらい、この会が出来るといふ検討していければと思います。

特に一つの大きな原因としましては、障害福祉サービスが昔に比べて非常に充実してきた。障害者自立支援法が平成18年に成立しまして、総合支援法に改正されまして障害者の方が使えるサービスというのは、在宅サービスが非常に充実して、日中いろんな施設に通うようなことになっており、あと単純入所でも利用できるような、そういったサービスの充実に伴って、昔は親の会の皆様、サービスを充実するために一つの団体として奮闘しながら、主に施設整備を中心にいろいろ活動してきた団体です。一つを充実してきたことで、皆さん利用できることが多くなってきたので、その辺満足をしてしまって、そしてそれが、今現在、確実に地域生活を営んでいくうえで100%充実していくかということ、そうでもない部分がある。

介護の今やっている取り組み、障害者を市民の人に関して回るといふ部分では、重要

な活動をされているんだなと思います。

そういう事を含めて、なかなか会員の増加の部分に結びつかないというところが、継続してあります。

(中村委員)

介護保険に対するの興味が高いですとか、その他の活動内容が割とあるというお話しからすると、会というものが負担になっているという声が上がっているという事は、存続としては、運営の負担の部分というのは結構あるんでしょうか。

(小西障害者支援課長)

会として運営の負担というのは、そんなにはないとは思いますが、今100人ぐらいのご家族の方たちが活動をしている現状では、身障ニュースに関して、自分たちを理解してもらうために団体の方も意識して取り組まれているのかなと思っています。

いくら介護保険が充実してサービスが充実しても、啓発という部分を含めて自分たちを市民の皆さんにしっかり理解してもらって、障害者理解を得ることが重要と考えています。

(山口会長)

先ほどの横長の説明で、26年から社会福祉協議会の協力が得られなくなったというのは、これはどういう事ですか。

(小西障害者支援課長)

身障福祉会の方が、社会福祉協議会に事務局を置いておりました。社会福祉協議会が事務局の役割を担ってお手伝いをしていただいていたんですが、今後は身障福祉会自体で事務局をやって、活動をやっていくということに切り替わったという事です。

(山口会長)

そういう事ですか。

社会福祉協議会が冷たくしてという事ではなく、事務局を自分のところでやるという事ですね。

それからもう一つ、自立支援法から総合支援法に代りましたという事ですが、そうすると35番の就労支援の1割負担がありますよね、あれは変わらないですか。

(小西障害者支援課長)

それは、変わらないです。

(山口会長)

35番の適正化実行プランの「補助金の趣旨」のところの、ここは訂正をする必要があるんですね。

「障害者自立支援法により、云々」というところ。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

「就労支援設備利用者負担特定金」の適正化プランの8番で、「障害者自立支援法の制定により」というところ。

(小西障害者支援課長)

それを「障害者総合支援法」に直させていただきます。

申し訳ございません。

(西村副会長)

今のこの制度を創設されてから、年数なんかもプランで書かれたのと違うんではありませんか。

たとえば、24番が18年の8年経過になっているし、23番が18年の8年で、49年の創設で40年ではないですか。

ここだけではなくてあちこちに出てくるので、ちょっと調べてほしいんですよ。

次の補助金24番についても、同じように18年、8年と書いてあるけれども、これも昭和46年の43年ではないですか。

(小西障害者支援課長)

申し訳ございません。

間違いがございますので、早急に訂正させていただいて見直しをさせていただきます。

私の方からお話しをさせていただいた年数の方が正しいという事で、ご理解をいただきたいと思います。

早急に直したいと思います。

(川勝委員)

事業名が変わったとかという事ではないんですか。

よく組み換えなんかをすると、創設年度を変えたりする場合があると思うんですけども。

(小西障害者支援課長)

特にそういう事ではなくて、単にこの書式を写した時にそのままにしたという事で、単純な間違いだと思います。

すぐに直します。

(山口会長)

ちょっともう1回、その他いろいろこれまで経年別の年数とかいろいろありますので、事務局、そのところ確認してもらえますか。

(事務局)

わかりました。

(西村副会長)

たとえば、障害者福祉ボランティア団体の平成18年の8年となっているけれども、平成12年の14年くらいではないですか。

ちょっと違うんですよね。

(小西障害者支援課長)

もう1回正確なものをお出ししたいと思いますので、大変申し訳ございません。

(西村副会長)

教えてほしいのは、流山市には親の会とかいろいろあって、それらの協議会、連合会みたいなのはあるんですか。

(小西障害者支援課長)

障害者団体の連絡協議会というのがございまして、定期的に会議を開いております。それには、市も参加させていただいております。

(西村副会長)

そこは、どういう活動をしているんですか。

(小西障害者支援課長)

市の方としては、新しい制度が出来たときには所属団体の方々に集まっていただいて説明をさせていただく機会と、障害者団体、各障害者といっても視覚障害者もあれば聴覚障害者、あと知的障害者、それぞれ特性がバラバラですけれども、同じ障害者という事で横の繋がりをつくるために、会を開いて共通の情報を持つようにしています。

(西村副会長)

こういう障害者の方の活動というのは、一緒にやればいいのかという感じがわからないわけではないが、「部位が違ったりするとダメなんだよ」という人もいるし、その辺のところはどうなんですか。一本化した方が、市の方もいいしお金も合理的になり、周知活動とか啓蒙活動というのがやりやすいのではないかと仕事のにも言っていたかもしれないけれど、それは出来ない相談なんですか。

(小西障害者支援課長)

目的が、それぞれ障害者団体、障害者の特性に合わせて活動をしておりますので。ただ、自立支援法が出来たことで障害者区別なく皆さん共通でということになっているんですけれども、まとまった活動をしているところもあるんですが、耳が聞こえない、目に障害がある、知的に障害がある、それぞれ特性があることを一つひとつ市民の方に理解してほしいという思いがあります。

(西村副会長)

それは理解できるんだけど、自分のお金でやるのならいいですよ。やっぱり市から援助を受けてやる以上、「効率的」とかそういうことを考えられないのかという事をお聞きしたいんです。

一つひとつやらなければいけないことは理解します。そこをうまくできないのか。そういうことを言う事に無理があるのか。

(小西障害者支援課長)

団体で連絡協議会とかあるのですが、今のところそこに一つにまとめて補助金を出すという事は考えていません。

(西村副会長)

ちょっと心配したのは、「親の会」とかありましたよね、これでも済むのか、いろんなことが出るといろんな「会」が出てくるのか。金額が大きい小さいではなく、そ

ういう活動をやりだすと効率的に指導をして、市としては経費をできるだけ少なくし、活動は充実したものに出来ないのかなと。

(小西障害者支援課長)

わかりました。

その辺も含めまして、検討をさせていただきたいと思います。

(西村副会長)

もう一点、37番の補助金で施設の運営費、先ほど話しがありましたが、これは県の補助金がなくなったのは何故なんですか。

それと、今後はどうなっていくのか。

今まで県の補助金がありましたよね。前回、補助金があるという事で、ここでは審議をしていなかったんですよ。そして今回無くなっていますよね。

(山口会長)

適正化実行プランの下の方の収入の欄で、市補助金1千5百万円、国県補助金が23年度は817万9千円ありますし、24年度が32万9千円、25年度が0千円ということになっておりますよね。

(西村副会長)

国と県が無くなった趣旨が何かあるはずですよ。

「3年間出したから出さない」とか、「自分たちでやれ」とか、「自立しろ」とか、何かあると思うんですよ。

(古林課長補佐)

国と県の基金の関係で、期限付きの補助金があるんです。

その金額を今まで入れさせていただいていると思うのですが。

(西村副会長)

国と県が面倒見てくれていた補助金が期限切れになってしまって、独自でやらざるを得ませんと。

考え方の経緯があるはずなんです。

もう一つは、今後にも引き続いて行って今年度限りではないですよ。

それを、ちょっと教えてほしいなど。

(川勝委員)

国と県の補助が収束していますよという事になると、ある面言えば、自立を促しているのかなという感じがしたので、今のご質問に対して。

前は2千5百万円から1千5百万円になりましたよ。だんだん補助額が低減していきますよね。

そういう流山の中で、今後どのようになっていくのかなという事で、ここは疑問が私がありました。

予算額1千5百万円の根拠は、なんかあるのですか。

(古林課長補佐)

法人が運営していくうえで安定した運営をするための補助なんです、当初、平成

21年4月の資料を見たんですけれども、自立支援のサービスで「まほろばの里」の方で施設を増やしたのですが、定員も増やしたのですが人員がすぐには入らない。入らない分だけ、やはり職員も用意しなければいけないと。その分を見込んで金額を出したのが1千5百万円です。

それからもう一つは、先ほどの説明でもあるんですが、「まほろばの里」は、流山市で支援している唯一の社会福祉法人で、かなりこの法人に対して、流山市は障害の重度者を含めお願いしていることが大きいので、ここで重度の障害者がかなり利用されているという現状を踏まえて、やはり支えないと流山市の重度の在宅の障害者のサービスが出来ない状況です。

(川勝委員)

要は収支。収入、支出のものを見ていくと、収入のためにカバーされていて、そうすると1千5百万円にならないのかなと、要するに1千5百万円が、ちょっとつかみ的な金額だなとイメージしているんですよ。補助金とは、少なくとも使い道が明確で「この部分に補助するので、要するにこれだけの額がいるんですよ。ここは少なくとも、市の助成として必要なんですよ。」という理論がないと、全体を見てお金の世界でいけばそこはきちんとしたものがないと、なんで1千5百万円なんですかね、5百万円ではいけないのですかねと問われると、どういうふうに答えるのかなという事なんですけれども。

(古林課長補佐)

一つは人件費。

(西村副会長)

プランの4番の方で、1千5百万円としたところなんですけれども、平成14年度までは2千5百万円だと書いてあるので、それまでの経緯とどうなっているのかなという事を思った。

(山口会長)

それではそのこのところ、国県補助金との流れ、それから簡単に言えば、積算根拠は、総事業費が補助金収入ほかいろんな収入が、その他収入が3億円以上あるんで、いろいろ聞いた結果が1千5百万円という計算になっているので、1千5百万円がどういう出し方だったのか、1千5百万円が掴みで1千5百万円という事であれば、「ちょっと疑問ですね」となりますので、国、県の流れを含めて、後でペーパーでいただけますでしょうか。

いずれにしましても、障害者問題というのは非常に大切に、一人ひとり取り組まなければいけないというのは、我々、十分わかっております。

ただ、この審議会で出しましたように経過年数が長い、長いとどうしても固定化ですとか、そういったことというのは、この審議会とすれば指摘せざるを得ないところです。

大変よく収益をご検討されて努力をされているのはわかりましたけれども、ただ依然として、先ほども申し上げた障害者の方がたくさんおられると、皆さん同じように

公平にそういったことにもっていかなければならないという事も必要だと思imasuので、加入者の増ですとか、あるいは収益の増は難しいとお聞きしていますが、やはりその中で収益を何らかの形で自立と言いますか、少しでもそういったものに向けていくという事が、是非とも継続的に必要なものだと思っています。

それでは、お願いした資料をあとでいただくという事でよろしいですか。

#### 【全員了承】

(山口会長)

それでは、ありがとうございました。

#### 《障害者支援課退出》

#### 《農政課入室》

(山口会長)

進め方ですが、農業施策に関します全体的な考え方、それから国、県、市の役割ですとか、総合的なシステム、基本的な考え方、こういったことについての全体的な説明をいただきまして、それから個別の補助金の説明という形で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(山崎農政課長)

まず、流山市の農業の現状という事でご説明をさせていただきます。

流山市につきましては、つくばエクスプレスの開通によりまして、都市近郊30キロ圏内という事で、今、「おおたかの森」から「秋葉原」まで30分以内という中で、流山市の場合には、葱、ほうれん草、枝豆を中心に栽培を行っている典型的な都市型農業の中にあります。今、統計上の農家の現状は、706戸の農家がございます。農地30アール以上持っている農家が、そのうち371戸、それと30アール未満が335戸という事で、30アール、3反以上お持ちの方が半数以上います。そして農業就業人口が747人という事で、この数字は2010年の「世界農林業センサス」という5年ごとの「農業統計」で、その統計上の中の数字でございます。

そして、22年の時が747人という数字でございましたが、5年前は1,025人という事で、約27%減少しているという事でございます。

そして、平均年齢につきましては66.5歳という事で、これは流山に限らず日本全体が、非常に高齢化になっているというような形になっております。

そして農地なんですけれども、22年度の「農林水産業統計」の中では585ヘクタールという事で、東京ドームで換算しますと、約125個分が流山の農地になるという形になっております。

具体的に、流山の農業の関係なんですけれども、北部の元新川地区と色が塗ってあ

るこちらが流山地区、こちらが八木地区という事で、3つの地区に分かれております。まず、ここの一番色がついているここが、南流山の区画整理があり、また西平井の区画整理があり、色々区画整理が進んでおりまして、市街化の中の生産緑地という農地としての地域指定を取って農業をやっている区域でございます。

一方、八木地区については、この中心に「おおたかの森」というところがあるんですけども、つくばエクスプレスの沿線開発によりまして、特に十太夫地区は、その辺が市街化区域になったところなんですけれども、元々その辺は果樹関係が非常に多かったのですが、この区画整理による沿線開発によって果樹関係が少なくなってきました。ただ八木地区については、東部方面には水田、さらには畑がありまして、まだまだ大きな農家がやっているというようなことでございます。

一番流山で大きな地域といえますと、新川地区というところがございます。

江戸川の東側に新川耕地という部分があります。ここは田畑含めて約195ヘクタールの水田、さらにこちらの方に畑がございますけれども、ここの部分は、農家も一番大きくやっているという事で、全体的にこちらの方では、葱、枝豆、ほうれん草という事でやっているところでございます。

全体的に、今、施設栽培が非常に多くなっているという事で、これはもともと農業というのは露地栽培が中心で、気候に左右されるようなことだったんですが、気候に左右されるという事は、販売価格、要するに売りにも影響するという、これは消費者にとっても、買う方にとっても非常に波があるという事で、こういう状況の中で、色々技術進歩、品種改良、さらには安心安全の消費者ニーズと色々ありまして、徐々に資材導入や機械化導入等、色々やってきております。今は、大半はハウスを作ってその中で野菜を作る、さらには小さいトンネルを作って野菜を作るという事で、自然にも影響を受けずに安定的に出荷をするという形で、農家は頑張っております。以前の露地栽培、ほとんど自然に任せてやる露地栽培ですと費用は掛からないけれども、安定したお金もいただけない状況です。

しかし、一方で資材、機械化云々という事になると品質も向上し、さらには高生産、生産性を高めるという事なんですけれども、実はリスクというか費用が非常にかかるという事で、資材の導入する費用ですとか機械を導入する費用が非常に高いという事で、その辺の農家は、この辺のお金のやりくりでいろいろ課題もあります。

農地というのは、特にこういう水田なんですけれども、都市から流れる排水等があった場合には、当然、調整池とかヒートアイランド抑止など多面的機能を持つとか言われております。結局は、公的役割を持つものが農地であるというようなことも言われております。私どもとしては、そういう農地、徐々に少なくなっておりますけれども、そういう農地を守る農業者、農地の生産性を高めることや草を刈ったりする管理もございまして、そういう農地を守っていく、要するに公共的役割を残すことの農地を守っている方に支援をしたいと考えているところでございます。

農業の最終的な役割・使命は、安定した食料供給、安定して安全で安心な農産物を提供するという事が、もっとも大事な使命だと考えています。

今、TPP参加問題とかいろいろ言われております。結局、自給率が30%、40%、もしくはちょっと欠けて39%とか言われておりますけれども、今日本で受給率が100%達成は、お米だけだと思っています。それ以外は、色々厳しい中だと思っています。このTPPにもし参加ということになれば、当然、世界的食糧危機とかが起こった時には、いろんな影響が日本にもある。その時に必要最低限に影響を受けないようにしていくために、高齢化している農家ではございますけれども、要は担い手とかいろいろ課題を含めて、農家の方には、安定した食料供給を望むという事で、我々の今回、15の補助金の中で11の補助金について、審議会の方に取り上げていただいておりますけれども、我々は、今後も助成していきたいと考えているところでございます。

( 染谷農政課長補佐 )

今、課長の方からは、流山市の農業施策に対するあり方という事で前段で説明させていただきました。私からは、本題の方の今回の審議会からご指摘のあった項目の各事業について説明させていただきます。

今差し替えという事で、お手元に資料を配付させていただきました。

まず、全体的なこれまでの答申の内容、それから一覧表で予算や決算額、名称の内容、横A3の資料、それと各補助金の資料という事で、2部構成で配付させていただきました。

今回の会議に先立ちまして、今までの答申の内容を今一度、私どもも再確認という意味で資料を作成しました。

まず初めに、20年10月30日に答申をいただきました11ページに、総合評価という形で全体的な評価、「4-2」では、個別的な評価という事で整理されてまして、特にそのうちの「4-2」においては、対象補助金95件のうち、改善見直しを必要とした方が良いとしたものが26件という事で指摘されております。そのうち(2)で見直しすべき補助金という事で、農業関係では「NO80」の「農業近代化資金利子補給」という事が指摘されております。これについては、「必要性については認めるけれども、農業などの振興策全体の中で見直しを行っていく必要がある。特に交付期間、補助率等の検討が必要である」というご指摘を受けておりますけれども、これについては、国、県の補助規則に則って定めているものですので、実際にはなかなか実行されている例がないですけれども、そういう各公共団体の規則の中で対応すべく提示をしているところでございます。

次の16ページからありますけれども、これについては、全体で農業関係では8項目について指摘されてまして、補助を行う必要性は十分に認められる。しかし、補助期間が長期にわたるものが多く市民感情等の乖離が見られる。時代が大きく変化していることから、市の財政状況、農業振興全体の中で、抜本的な見直しが必要と思われる。というご指摘をいただいております。

さらに5番目として、当面する補助金等の見直しについてという事で、市民のニーズに即して本来のあり方を見直していく必要がある。農政課の方では、長期間にわた

るという事で、今再確認しましたところ、1番長いものでは、平成12年からというものが、「土地改良施設維持管理費補助金」というものがありまして、12年からということで、14年にわたってやっており、農政課の中では一番長い事業という事になっています。

以下、23年度予算に係る答申、さらには25年度予算に関する答申という事で、お示したような内容になっておりまして、その中で23年度の中に「農用地有効活用事業奨励金」というところが、「B」の「概ね妥当」というような評価をいただいているところでございます。

それから26年度については、個別事業のコメントはされておりませんが、長期にわたる補助事業が多いことから、改めて補助金等のあり方等について我が身に置き換えて戒めたところでございます。

これが、今までの審議会からの答申をいただいたものを整理したものでございます。

今度、横長のA3の方をご覧いただきたいと思います。

全体15本の補助事業を実施しておりまして、今回の審議会のヒアリングの対象としましては、上の11事業についてという事で受けたまっております。

(山口会長)

とりあえず農業関係、多分、先ほどから苺とか、いろんな農業対策もあると思いますし、それから保全とかいろいろ事案がありますので、全体を説明いただけますか。そのあとで、ご質問をしていただきます。その方がいいですね。

(染谷農政課長補佐)

それでは、このA3の用紙で。

(山口会長)

その表をお使いいただきながら、おすすめいただければ。

(染谷農政課長補佐)

このA3の順番で、個別の表も照らしながらご覧いただきたいと思います。

まず、一つ目の「保全管理水田維持管理事業奨励金」という事ですけども、これは遊休水田として管理していただき、草刈り等で水田がいつでも可能な状態に管理していただくことが目的でございまして、米を作らない状態という事になりますとやはり病害虫の発生ですとか、廃棄物の不法投棄だとか、景観保持というような農地に対する困ったものが発生しますので、それを改善してもらおうという事で草刈りを実施してもらおう人に対しては、補助金を出そうという事で実施しているものでございまして、24年までは草刈りの代金としては、平米あたり7円を支給していました。それに対して改善という事では、単価を6円に引き下げてより広くやってもらうような事をお願いしたことで改善してございます。

次に、2番目の「高生産推進事業」でございまして、これにつきましては、パイプハウスだとか農業施設に関するものを整えた場合や省力化機械等の導入したのに対して補助するというものでございまして、これにつきましては、現状では認定農業者に対して40%以内、認定農業者以外の農業者に対しては20パーセント以

内という事で、当初は20%1本でやっておりましたけれども、専門的農業者をバックアップしようという事で、認定農業者に厚くしたところでございます。

次に3番目の「青果物価格安定対策事業」につきましては、価格が下落するというようなところの保険的なものでございまして、事前に資金を積み立てをしておくと、県が55%、全農ちばが12.5%、残りの32.5%を生産者、農業者が負担するという事になりまして、その農業者が負担する32.5%のうち、50%、2分の1を支援するというものでございます。これはその年ごとの葱、青葱価格が下落した時に補償するもので、生産者が負担している造成費の2分の1を支援するというものでございます。

次に4番目、「苺生産促進事業」についてでございますが、これにつきましては、都市型農業という流山市のおかかっている農業の利点を生かした苺の直売施設、それから観光農園の方で苺を推進していくという施策によるもので、これに関して、一連の生産工程における生産費の費用について、25パーセント以内で補助するものでございます。

次に、「認定農業者連絡協議会」に対する助成という事で、流山市の農業を背負っていただくという認定農業者で構成する協議会に助成するという事によって、生産性の向上を図るという目的で助成しているところでございまして、農産物の生産を向上させることによって、先ほどからの荒れた農地などを改善するという事で、今後の農業を重点に継続される農家の集まりの団体に、助成しているというものでございます。

6番の「農業生産法人設立事業補助金」につきましては、25年度から始めたところでございます。担い手が非常に少なくなっている現状がございまして。そこで都市型の農業を受け継ぐという事については、やはり法人まで設立することで、流山市の農業を背負っていただければということがありまして、政策としてそういう法人まで創る農業者に対しては、その設立に要する費用の一部を助成するという事で、10万円までの費用を助成するものでございます。これは今の予定では、25年から3か年を一つの目安として考えているところでございます。

次に7番目の「エコ農業推進事業」というものでございますが、これは堆肥だとかそういうものをリサイクル的に使う、それから減農薬、減化学肥料そういったものの負荷を低減させる農業生産に対して助成するという事で、家畜ふん堆肥等の肥料を使用するものに対して助成しているものでございます。これは、事業費の25%以内を助成支援しているところでございます。

続きまして、8番目の「米飯給食における地産地消の推進事業」でございます。これは流山産でつくられるお米を地元で消費するという事と、学校の子どもたちにも地元の食材を食してもらって、一つの勉強の材料にしてもらうという事から始まったものでございます。契約上では、2,400俵を学校全体に供給しております。給食用としてお米を提供してくれた人に対して、助成、支援していくものでございます。この場合は、どうしても農家そのものがすでに販売先を抱えている場合、ある程度、高い値段で売れることになっておりまして、それを学校に向けるというところで差額

が生じます。その差額のところをこの4,600円で埋め合わせをして、学校の方へ供給していきたいという考え方で進めているものです。

次に、「流山市園芸団体連合会」に対する補助金ですけれども、これにつきましては、先ほどの認定農業者と付随する部分もございまして、農家の市場出荷を行う生産団体となっていますので、その農家の連絡調整や農薬使用等の研修、色々な事業、たとえば立毛共進会、農業共進会そういうものの企画等をもって、いろいろ勉強したり皆さんで研究したりしているところがございます。この間の枝豆等の共進会についても広報でお知らせしましたけれども、その団体が主体となって実施しているところがございます。この後、青葱ですとか農業まつりにおける農業共進会、そういうものの開催をして進めていくところございまして、市としても支援していくところでございます。

続きまして、76番の「高品質農産物生産事業」でございます。

こちらは、農薬を極力少なくして環境にやさしい農産物を作るという事で、必要最低限の赤錆病ですとか、病害虫防除の薬剤購入等に対して、そういうものを使ったところに対して助成をするという事になっております。堆肥というエコとかそういうものをやるものと、それで収まらない農薬を使うところの減農薬として使うものに対してこちらは支援するという、二通りの攻め方で農家に対して支援しているものでございます。

(山崎農政課長)

今の件なんですけれども、実は共同防除というのが大前提にございまして、流山の主流なものは葱という事なんですけれども、葱というのは非常に病気に弱いという事で、農薬散布の頻度が高いものなんですけれども、まとめて共同購入をすることによりまして、極力、薬剤を使わないようにしましょうというのが、本来の目的でございます。一斉に共同的購入をすることによって、大量薬剤の散布する量の抑止に繋がれば、そういうところから、共同購入者に対して支援しているものです。

(染谷農政課長補佐)

最後に「土地改良施設維持管理費補助金」という事で、各土地改良事業地域における維持管理、水路の改修とか歩道整備については、本来であれば、農業振興地域というように指定があれば、国とか県の補助金も想定できるのですが、当流山市においては、振興地域の指定がございませんので、補助金という国、県の当て込みが見込めない状況でございます。そういった中で、市として改良区事業の中の維持管理に要した費用の3分の1を補助するという事で応援しているものでございます。

以上が、指摘のあった11事業についての内容でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。

農業関係は、いろいろと皆さんお聞きしたいことがあると思いますので、委員さんの方でご質問をお願いします。

(山口会長)

私がいまずお聞きしたいのは、どうしても農業というのは必要だという事は理解しております。先ほど冒頭で課長がおっしゃいましたように、農業従事者、農家の戸数というところから見て、どうしても答申でもありましたように、市民感情からして多分言っていることは、公平性とかそういう事で簡単に申しあげれば、農家が個別に行うべきではないか、要するに市が補助金を投下するのに、公平性の面でいかがでしょうかとか、という事だと思っうんですね。一つひとつを取れば農地を有効に使う、あるいは草茫々ですとか、こういったことというのは、当然あっても良くありませんし犯罪にも繋がったり、読ましていただく限り一つひとつは理解できます。私の個人的考えを申しあげますと、一つは、それぞれの農家が負担すべきではないでしょうかということです。あるいは、市の特産物、葱、苺いろんなことをやるのは良くわかりますが、農家の経営安定という言葉がよく使われているんですが、経営の安定に投下をするのでしょうかという事で、全体的には理解できるのですが、個別に見たときに、補助金を投下しなければいけないのか総合的に見た場合、これまでの審議会の答申というのは、そういうところから、ああいう答申になってくるのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

(山崎農政課長)

先ほども申しあげたんですけれども、農地、特に水田の方が多目的機能ということでいろんな効果を持っていると、大雨が降った時の調整池機能などもある公共的な役割を多くしています。一方では、市街化区域などの生産緑地などにつきましては、大雨の場合浸透させることにより、農地は調整池機能の一端をなしていると思っうところがございます。そういう公共的なものを管理している農家だからという観点で、補助金を交付している。一番の課題は、遊休農地、荒廃化農地が一番の問題なんです。遊休化、荒廃化している農地を所有している農家に、我々はしっかりした農地管理をやるようにと。農地管理の最終的な段階というのは、野菜生産というのが最終的なもので、先ほど補佐の方からありました一番上の草刈りも一つの管理なので、それはそれでやっていくという指導はしているんですけれども、野菜自体が、スーパーとかいろんなところで販売されていますけれども、私が思うに今から10年前、20年前と比べても単価的に変わらないのではないかと。一方では、先ほど申し上げました資材導入とかいろんな面で生産コストが急に高くなっていると。農家の場合に、この野菜の価格の中に人件費とか入っていないんですよ。当然、人件費とか入れれば野菜とかの価格にも反映するという事で、非常に高価な野菜になるのじゃないかなと思っういます。まさかそこまではちょっとできないので、単価的にはほとんど据え置きのような形で、皆さんに新鮮でおいしい野菜を提供していると、プラス公共的な役割があるという事で、補助金という形のもので、私どもとしては交付していると思っうしております。

(川勝委員)

最初、課長がおっしゃった食料の安定供給、要するに安全、安心、これは大賛成なんですけど、確認なんですけれども、農振地域ではないので、国の補助金とかまったく

入ってこないという理解でよろしいのですか。

(山崎農政課長)

土地改良事業なんかは、農業振興地域であれば国から補助金が得られます。ただ流山は農業振興地域の指定がないので、皆さんが負荷金を払って土地改良区の運営になっているんですけども、プラス、市もそこに助成をして農地の特に水田の水路改修とかそうゆうところに支援をするというようなことで、すべてが農業振興地域であれば、入れられるとか入れられないではなくて、農業振興地域でないとなかなか国からの補助金はもらえないという事です。

(川勝委員)

そういう事ですね。

今、見さしてもらって、ここにはいろんな意見があるんですけども、極めて感じるところは、先ほども会長が申しあげましたように、個別経営に何事にも事業が多いなという感じがするんです。それともう一つは、こういうようにこういうふうにもって成果をあげれば何とかかなりますとかね、流山市の都市農業はこうなりますという中で、ただ機械施設に補助しますよ、資材に補助しますよと言われてしまうと、最終的に利益を受けるのは農家で、そこは農家の個人経営の一役を担っているというようなイメージに、ある面では捉えてしまうのではないかという感じがするんです。それは自分たちでやればいいのではないかとなると思うのです。その辺のところは非常に整理できないのですけれども、どうでしょうか。

(染谷農政課長補佐)

実際、補助金の形態のところになるんだと思うのですが。先ほど説明した一番長いもので18年というのがあるんですけども、その所々で本当は、全体をその都度見直しをして、その一本化した中で政策ごとに整理が出来ればいいんですけども、それが実際に今まで出来なくて、実際の長期の基本計画とかそういうところでも、その事業ごとに整理している流れがあるものですから、私ども農政課では、「農地を守る」、「農家を守る」という立場になってきまして、その訴え方もそれまでの置かれている事業を踏襲して今まで来ている。こういう会議の中で相談してきているんですけど、やはり一本化した中の仕分けというものにも、できるものなら、という気持ちは持っているんですけど、現状としては、継続してやってきたというのが正直なところです。

(川勝委員)

共同して先ほど言われた除草とか散布をやられるというのは、ある程度理解できますが、地域内で処理されるので、個別経費と言いながらでも、ある意味、機械費の補助とか資材費の助成と言われると、最後は農家さんの負担の軽減につながるという事は、個別経費の世界に助成しているという事にならないですかね、というのが疑問なんですけれども。

(山崎農政課長)

今ですね、資材とか機械化とかで農家の負担は非常に大きいことなんですけれども、こ

れが農家も困っているところなんですけれども、農家もいろいろ工夫して水田の機械なんか1千万円くらいが多いんですよ。今、農家も中古の機械、農家離れの農家もある程度あるので、そこから取り寄せて中古の機械を投入して、そこには市の助成は出さないんですけれども、そういう形で非常に工夫をしてやっている農家が多くなっています。

(山口会長)

この前の審議会の答申にも書いてあったと思うんですけれども、事業を少し統合されるとか整理されるとか、農業生産法人みたいな特殊会社にしてとか、いろんな考え方があると思うんですよ。答申の中にそういったことも含めて、流山市として市の農業施策として遊休地を今後どうしていくのか、総合計画を全部読んだわけではないので、いろんな計画があると思うんですけれども、そういったものを出される必要があるような感じがするんですよ。そうしないと今おっしゃられたように、個別、個別いろんなものを踏襲して、個別、個別必要だと。多分、お聞きした限りでは土地が荒れ放題になっている、これは良くないですよ。農地というのは公共的な面もあるので保全していくのは必要ですよ。一つひとつは、我々も理解できているんですが、今後、流山市はどうしていくのか、かなり広い地域があるんですが、そのところを、今後どうされていくのか。多分、農家戸数はこれから減って行って、高齢化も進むというのは、客観的だろうと事実ですよ。

(西村副会長)

農政課の方で、流山市の農業の抱えている課題というのを教えてもらって、それについて、どのように取り組もうとおられるのか、というのを補助金との関連で教えてほしい。農地は公共的役割か、日本全体に通じるような話しをされても分かりにくい。流山市独特の農業というものがあるのではないかと。国とか県は「農業はもういいんだよ」と言ってるのかもしれない。だから補助を出さないのではないかと。だから市としてどのような政策をとっておられるのか、だからこういう補助金を重点的に出すという事を教えてほしい。

(山崎農政課長)

流山市には、「農業振興基本指針」という指針がございます。

今回、2月にその「指針」を改訂いたしました。この指針の中で「方向性さらには課題」を挙げております。当然この指針を作る際には、農家さらには一般市民からアンケートをいただいて、現状を踏まえてこの指針を作成しております。

農業の課題という事で1個ずつ挙げさせていただいているんですけれども、まず1点目につきましては、「減少する経営耕地と増加する耕作地」、2点目については、「農業就業人口の減少、高齢化と後継者不足」、3番目に「農住混在とした安定してきた営農活動、そして市民の農業への理解と協力」、そして4番目に「市民の農業への理解と協力」、そして最後に「新川耕地の活用」という事で、この5点を流山市の「農業振興基本指針」の課題という事で提供させていただいて、今流山の農業についてそれぞれの課題のところまで推進していくというものでございます。

(川勝委員)

それが欲しいんですよ。

今おっしゃられた課題がありますよね、そのためにはこの補助金をこうゆう事やっていきたいんですよ。そうしないとういう問題が出てきますよと、こういうことになります。

(染谷農政課長補佐)

それとご説明できなかつたんですが、A3のところの各名称のところ、今、うちの課長が説明したのは、「農業指針」という事で市の持っている「後期基本計画」を補完するものとして、今年の2月に改訂したものだんですけども、あくまでもベースは、おおもとの流山市の「後期基本計画」がベースになっています。それを補完するものとして指針を作ったもので、情勢の変化、新川耕地の中に流山インターチェンジがあることから、情勢の変化があるので急遽作ったものなのです。そのもととなる基本計画の位置付けとして、この白地のところにページの135ページには、「保全管理事業」というものが示されています。それを補完するために「保全管理事業」を奨励しているんですよというように、この名称の下に「基本計画の位置付け」として、示させていただいたところでございます。

(西村副会長)

印象としては、結果的には総花的になる項目を総花的に支援してしまうのではないですかね。

(山口会長)

指針は、流山市の事業を「総合基本計画」でつくられていますから、計画の中で位置付けされているというのは、もちろん否定はしません。条例でこれに沿う事となっていますから、それをまったく否定はしないのですが、我々が申しあげたいのは、補助金の評価システムでいう「公益性」とか「公平性」とかそういった観点から全部見ていきます。それで計画でやられることを一つひとつとって、「これがどうして重要なのか」というような、否定をしているつもりはないんですが、そのやり方として、個別、個別になると、たとえば結局事業を統合しても、別に基本計画に沿えばいいわけです。ただ補助金の交付の実績とか補助金というのは、どうしても「公平性」の面からどうでしょうかという事で、たとえば、先ほどの「農業生産法人」、一つの例かもしれませんが、そういう具合にシフトしていくんですとか、あるいは遊休地とかそういったものは、今後はこういう形にしていくんですとか、というものはないのかなという思いなんです。

(川勝委員)

たとえば、青果物食いませんといえは農家も困っちゃうんですが、補てんしてもらわなければ、逆に高騰化したら消費者が困っちゃう。だから、生産者と消費者がマッチングした「こういうものが必要ですよ」とかですね、そういうものが個々にはあるんですけど、中には農業団体育成なんていうのは、そういう面言えば、農政の中で団体育成とはなんですかね、「違うでしょう」という感じを持つのですけれども、

もっと根底にあるものがあると思うんですけれども、うまく言えないんですけれども、その辺のところ、整理が必要だなという感じがするんですけど。

(山崎農政課長)

今、指摘されました農業団体指導育成という事で、その補助金につきましては、出荷組合という、農家の場合に、市場に出す出荷組合が深く地域にかかわっており、その出荷組合によって構成された組織に対する補助ということで、これについては、意見交換とか講演会や研修会とか、いろいろやっているんですけれども、さらには枝豆や葱の品評会をやったりしている組織です。そういう構成された団体の、さらには出荷組合の技術の向上とかを目的に団体を構成して、市だけではなくて、JAの方にも出荷組合に支援をしているというようなものなんです。

(山口会長)

先ほどの「基本指針」を改訂されているものなんですけれども、そのパブリックコメントなんかを取った、それをいただけないでしょうか。

(染谷農政課長補佐)

今回の「指針」につきましては、25年度途中で補正を組んで実施したところでございます。いろいろ新川耕地等のインター周辺のところが、にぎやかに活用の話しが出てきたりしているというようなこともあって、7、8年見直しをしていなかったものですから、ここで急遽改訂したものなので、市のやり方としては、市民参加条例に則って、生産者や市民へのアンケート、それとパブリックコメントを予定していたところなんですけれども、市民からのアンケートがあまりにも少なかったものですから、同じようなやり方をしても、結果としてあまり集まらないだろうという事で方向転換をしまして、他でもパブリックコメントによる意見が、ごくごく少ないという事を聞いたものですから、ここでは「産業振興審議会」という組織がありましたので、そこにこういったものを提案して意見を伺って、まとめたという事になっております。

(山口会長)

「基本指針」と審議会なら審議会の意見、なんか評価、コメント的なものがあったと思うんですけれども、そういったものを出来合いでもいいんですけれども、いただけますか。

(染谷農政課長補佐)

ホームページの方で、全部確認ができます。

(山口会長)

ホームページで見れるんですね。それはどこを引けばいいんですか。

(染谷農政課長補佐)

このタイトルを、「流山市農業振興基本指針」というものをしていただきますと、そこに出ますので、よろしく願います。

(川勝委員)

今、流山市の野菜の生産は、市内に出しているんですか、それとも外に向かって出しておられるんですか。

(山崎農政課)

「基本指針」の中で、本市の農業の特性である「消費地に近い」「消費者が多い」といった利点を生かした「市民の需要に応える農業」の確立を目指しています。というような最後のくだりがあるんです。

野菜は市内だけではなくて、実際は市外の方にも入っていることは事実です。

(川勝委員)

シユア的には、圧倒的に市内の方が多いですか。

(山崎農政課長)

今、市内43か所で野菜販売とかやっているんです。それが全体のうちのどのくらいか何とも言えないところなんですけれども、もしかしたら半々くらいかなと、というのは市場出しと直売出しがですね、どちらかということ市場よりも直売の方が、ウェートが大きくなってきている。直売というのは、今流山のスーパーが非常に多くなっておりまして、その中で市内の直売コーナーが非常に多く、その中で販売している方が多いものですから大体半々くらいで、もしかすると、これからはこの「指針」の中ではないんですけれども、市内消費者を中心ということになるだろうと思っています。

(染谷農政課長補佐)

千葉大の先生にアドバイザーとして入っていただいているんですけれども、松戸市の委員さんもやっているんですけど、地方が作ったものを持ってくるとかそういうものではなくて、「消費者が目の前にいるだろう」その消費者を取り囲むという事で足りるだろう。それを取り囲めば、農家は成立するだろうという事を主張されていた。

(山崎農政課長)

もう一点は、学校の中のお米の関係があったんですけれども、学校給食に米飯給食をという事で、週3回お米を供給しています。これは22年度から流山のお米を市内小中学校23校全部に供給するという形で、今現在行っています。そのほか野菜についても、随時流山でできるもののうち、学校で使えるものを栄養士さんと協議しながら供給しておりまして、24年度の実績では、約10トンの野菜を学校の方に供給するというようなことで、農家の方にも頑張ってもらっています。

(川勝委員)

全く素人で、あまり偉そうなことは言えないんですけれども、「こういう事だから地産地消をやっていくんだから、農家にこういう協力をいただいたのですよ」というのがあるとですね、という感じかなと。ホームページを見ないで申し訳ないですけれども、そんなことがあるので、農政の助成が必要なんですよというものがあれば。

(山口会長)

苺とかほうれん草とかありますが、苺農家とかの自立は難しいということですか。今、苺は観光農園化とかいろいろやっていますよね。

(山崎農政課長)

施設栽培なものですから、非常にコストとか導入費がかかるので、厳しいところが

あるのかなと。

(山口会長)

先ほど、全体の農業政策という中で、たとえばこういったものというのは、自立を促していくと言っている中から、補助金を切りますとか、というのがあるべきだと思うんですね。いろいろあると思うんですけども、取りあえずこういったものについては、補助金の縮減に出てきますとか、農業政策全体の中で、そういったものをこれからは打ち出していく必要があると思うんですけども。

(山崎農政課長)

結局、農業というものは、今、個人個人がそれぞれ社長さんでやっているわけで、その個人個人の方が、施設や機械だということになると、当然リスクというのが非常に多くなると思います。今、国などで言っているのは、価格競争だとか、会社組織化をどんどんすることによってリスクも極力下がるので、そういうところを推進することによって、今使われていない農地を活用し、さらには雇用も創出し、いろんなところが解消されていく。そして最終的には、農地の有効活用が図られて雇用も高まります。やはりその辺の組織化というのがこれからの課題と思っています。そうすれば高齢化だとか関係なくして、会社によっていろいろ対応できればよいと思っています。

(山口会長)

そういうのが、基本資料になっているんですか。

(山崎農政課長)

農業就業人口の低下と高齢化、後継者不足というところについて、農業生産法人を設立する人に支援するものです。

(山口会長)

それが生産法人なんかのところの内容になっていて、そういったつながりになっているんですね。

(川勝委員)

もう一点お聞きしたいのですけれども、農家の中でほとんど兼業ですか、それとも専業ですか。

(山崎農政課長)

706戸のうち、専業が105戸、それから第1種兼業、第2種兼業という事で二つに分かれるんですが、残りが全部兼業農家という事です。706戸のうち105戸というのは、どちらかというとも北部の方の地域が多い。やはり下は、区画整理なんかやいろんな事業によって農地が無くなってきており、農業外の収入が非常に多くなっているという事で、やはり北部の方が専業農家が多い、当然、まだまだ農地があるという事で、ただ、どんどん高齢化になってきている。高齢化でなぜ農業が出来るかという、機械化によって高齢者もできるようになったというのも、逆に言えばあるという事です。

(西村副会長)

認定農業者というのは、何人くらいいるんですか。

(山崎農政課長)

認定農業者、今は28人です。

認定農業者の要件は、所得について5百万円、作業時間については、2千時間以内という事になっています。それで農業経営改革をやるという事です。ただ、この5百万円の所得というのは経費がありますから、やはり1千万円以上の収入がないと厳しいところです。

(西村副会長)

主な農業の品目とは何ですか。その28人の人は。

(山崎農政課長)

葱とほうれん草、枝豆が主でございます。

認定農業者の中核農家さんが、さらに大規模を目指したいと、これから認定農業者を支援するというのも我々の使命です。その認定農業者が飛躍し、農業生産法人化へ繋がるように、我々は、今後指導していきたいと思っています。

(川勝委員)

そうすると、認定農業者は横ばいですか。

(山崎農政課長)

実は認定農業者は減少傾向であるために、若手農家と意見交換とかをやったりしているんですけども、この前、若手農家25人に通知し、出席者は15名でしたが、そこで意見交換をしたんですけども、一番若手の方が言っているのは、販売する場所をもっともっと支援して確保してもらいたい、というのが一番多かったです。

(西村副会長)

最近、法人化というか、柏市なんか法人化して農業従事者が集まってやっているんですけども、それは推奨しているのですか。

(山崎農政課長)

実は流山では、コミュニティプラザというところがあるんですけども、ここに規模は小さいんですが、流山の皆さんに呼びかけて、「新鮮食味」という直売所を一部市も支援してつくりました。面積的には40平方メートルの場所なんですけれども、ここで農家が、野菜を出しているというようなことをやっているんです。ただ、柏市みたいに大きいところではない。柏の場合は、農家の主たる人が手を挙げて10人程度集まって、皆さんで1千万円程度出資してやっているわけで、正直、流山もそういう方が出てやってもらえれば、柏みたいなものができるのかなと思っています。

(西村副会長)

私個人は、金を配るだけの農業政策はもう必要ないと思っている。今から農家の収入は上げるし、消費者も安く買えるし、機材も途中で共同経営というか、それを指導されないと、もう駄目だろうと思っている。今聞くと、まだまだ金を配るだけの農業政策でないかなという感じはしました。

新聞なんかを読むと、全部そういう言い方をしてくれていますよね。

(山崎農政課長)

今「人・農地プラン(地域産業の将来見通し等を作成するもの)」を1日も早く作成するように国・県から指導されている。是非そういうものを作って、課題、人の問題が出来ないかという事で流山でも、今いろいろ研究をしているところでございます。

(西村副会長)

流山とかは天候異変というか、それも管理した農業政策をやらないと、雨季の問題とか突風の問題とか出てきますね。特に施設農業というのは、「俺じゃない、天候が悪いんだ」と言っても始まりませんよね。そこを設備からきちんとしないといけない農業になってきているのかなと思います。

(山崎農政課長)

設備問題という中のリスクと言いますか、その辺に投資するものがあるんで、農家が投資するというところが難しいところです。

(西村副会長)

ですから、そういうところに重点を置いた農業政策をされるのかなと思った。

(山崎農政課長)

実は、そんな取り組みの中のそういうところに一部支援しますよというところにあるんです。

(川勝委員)

今の農家数からすればもう1回まわっているんじゃないかなと思うんですよね。それでもなお支持していかなければならないのは、こういうネックがあって「こういう事だからやらなければいけないんですよ」という事を訴えていただかないと、なかなかストーンとしたものがこないのかなという感じがしますけれど。

(山崎農政課長)

いろんな面でアピールやPR、もうちょっと情報を出していきたいと思います。

(山口会長)

ほかによろしいですか。

農業政策、非常に方向性が難しいという事いろいろあると思いますけれども、色々申しあげましたように、市としてどんな形で農業政策をやっていくのか、そのほか補助金の位置付けをどうしていくのかという事は、引き続き検討をお願いします。補助金がこのままの状態がずっと続いていくのは改める必要もあるのかなと。だけでも必要などころには、補助金を投下しなければいけないと思いますけれども。

(山崎農政課長)

農業関係も状況の変化に対応して、やっていきたいと思います。

(山口会長)

長時間にわたり、ありがとうございました。

《農政課退室》

(山口会長)

これでヒアリングが全部終わりましたので、続いて評価表で、皆さんが評価したものを事務局の方にお送りいただくという事がこれからのことになります。それで、その評価表が事務局に行きますと、事務局の方でそれをまとめていただくと、まとめていただいた表をもって、今度は審議会として、皆さんの評価を一本にまとめなければならない。皆さんのいろんな考え方があると思いますので、「A」の方がおられれば「C」の方もおられるというようなことが出てくると思いますので、それを審議会として議論をしてまとめたいと思います。

それで、これからの審議会の開催ですが、来週までに全部そろってできるのか。

(川勝委員)

ちょっと、すいません。

今の評価表は、今ヒアリングをやったものについてやるという事でいいんですか。

(山口会長)

そうです。

評価表をいただくと、皆さんの意見も付していただくと、評価表は、ヒアリング対象外も全部含めてこれからそれをご相談しなければならない。

シルバー人材センターも来ましたので、これも評価の中に入れて評価した方がいいのかなと思いますけれども、93件のうち42件をヒアリングしました。それに対する評価、それから残りがヒアリング対象外、皆様のところから市の方から評価表が送られてきていると思うんですが、それをお返しいただくので、13日は休みにしておりますので、6日も審議会を開かずにまるまる2週間、8月20日に間に合うように送っていただいてという形にするのか、これから全部やるのが来週まではなかなか厳しいという事であれば、来週はやめて再来週ぐらいまで出してもらって、20日の審議会ですら議論する。まず最初に、ヒアリングのものだけです、分けるのは構いませんけど。20日に議論をして9月に入りましたら、それを取りまとめなければいけない。取りまとめの方は出来る限り、私と西村副会長の方でやりたいとは思っておりますが、皆さん方の意見を取り入れた形でコメントを付したり、あるいは評価表というのを作っていくたいなど。9月は答申案の打ち合わせ、議論になろうかなと思っております。その段どりなんです、評価表を皆さんいつまで事務局にお返しいただけるかという事ですが、たとえば例を申しあげまして、6日、13日の間に事務局に返していただくという事でいいのか。

事務局の方は、どうですか。

(事務局)

20日の日にすべてできますか。

(山口会長)

まず20日の日に全部出ますか。

(西村副会長)

逆に、20日の日に出したのでは資料が出来ないから、それ以前に出さない。

(山口会長)

失礼しました。その前ですね。

(事務局)

1週間いただければまとめられると思いますので、14日くらいまでにいただければ。

(山口会長)

それは、全部ですか。

(事務局)

全部です。

(山口会長)

それでは、14日までに93件皆様方のそれぞれの個別表をいただき、それを事務局に渡すという事で、来週と再来週は審議会を開かないという事ですね。そして20日、27日の2日間をかけて、事務局でつくったものを元に議論をしてという事ですかね。

(西村副会長)

原案を20日と27日くらいで協議する。

(山口会長)

個別評価を全部決めていく。答申原案は私が作りますけれども、併せてその議論をしたいという事で、14日までに評価表を事務局にお送りいただくという事でよろしくをお願いします。

そのほか、事務局の方で何かありますか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

最初に私の方から本日の宿題ですね、「実行プラン」の補助金の「開始時期と経過年数」について、もう一度全部について調査しまして、表の形にしてご回答したいと思います。

それからもう一点が、障害者支援課の37番の補助金、「民間知的障害者支援施設運営費補助金」の財源の国費と県費の「経過」と「その背景」について、それから市補助金1千5百万円の「積算根拠」についてという事で、担当課の方に資料を作らせてまして、出来次第、委員の皆さんに送付なり電子データでお送りしますので、それを見ていただいた中で、評価表の方を作成していただきたいと思います。

(山口会長)

私の考え方、皆さんがそれぞれお読みいただいている中で、コメントがあれば付け加える。20年の時、23年の時もヒアリング対象外は、コメントをしている人と「継続」という答えだけのものもありますので、それは皆さん方の判断で、今度は4項目にしましたので、「妥当である」か「妥当でない」か「概ね妥当」か「改善検討が要」か、「改善検討が要」でしたら、それなりにコメントを入れてもらう方がいいんですけども。

(西村副会長)

要は、同じ評価表を使って密度がある方が。

(山口会長)

説明を聞いていて、ヒアリングの方が疑問が出たので、おそらくコメントが出ると思いますけれども。聞いてないものは、中を読んで判断するしかないのです。

それでは、来週はお休みという事で8月20日またよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

閉 議 12時02分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝